

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 65 号

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「庶務係長」を「出納係長」に改め、「出納係長」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)